

第6章 整備基本計画

6-1 全体計画と整備の方向性

第5章の基本方針に基づき、整備を実施するにあたっては史跡の本質的価値の保存と活用を両立させることを第一とする。一般的に整備という用語からは、「整備後にどれだけの利用者の増加が見込めるのか」という視点が先行しがちであるが、近年大規模に発生する自然災害への対策なども重要な整備の一部である。したがって、整備設計はこれまで実施してきた学術的な調査成果（発掘調査、文書・古絵図調査）のみならず、植生調査や石垣安定調査、土壠や空堀等の法面安定調査等の成果を反映しつつ、設計を行うものとする。またこれらには文化財部局のみならず関係部局や地域住民との合意形成を図りつつ、適切な計画案を定めていく。なお整備は保存活用計画において設定した基本方針に基づき、区域ごとの方針（第6-1図、第6-1～6-4表）を設定し、4期に分けて整備工事を行う。

区域は、史跡指定地内において遺構が密に存在する「中枢部：A区域」、城域を画する斜面地や外堀など遺構が存在するものの、性格が曲輪内とは異なる「縁辺部：B区域」、史跡内に存在する「道路：C区域」とする。そして史跡範囲外であるが「隣接地：D区域」を設定する。

さらにこの各区域を条件によって算用数字を用いてA1区域のように細分する。「A区域」は、第3章に記した（I）の要素をもった中枢部の遺構が存在する区域で、伝天守台、本丸、二ノ丸、三ノ丸、北曲輪、清水曲輪、清水曲輪（小）を対象に「A区域」を「A1：曲輪内」「A2：土壠・大空堀」、移転が困難な「A3：神社地」に細分する。

第6-1表 A1区域の現況と整備の方向性（保存活用計画より転載。一部近年の調査成果を反映。）

	公有地化	遺構確認調査	整備の方向性	整備時期
伝天守台周辺	完了	概ね完了	遺構の保存措置、修復、復元及び樹木整理による環境整備を積極的に行う。	第1期
本丸	完了	遺構確認調査を実施中	遺構確認調査を進め、検出遺構を総合的に判断したうえで、遺構復元を進める。	第2期
伝石火矢台周辺	完了	完了	石火矢台と伝わるが、遺構がほとんど残存しないため、誤解を生じさせる復元は行わない。	第2期
二ノ丸	完了	完了	虎口周辺を除いて遺構の残存状況が悪いため、遺構表示は最小限とする。	第2期
三ノ丸	完了	完了	史跡の重層性を提示できるような表示を行う。またガイダンス機能を有した多目的広場を設置する。	第1期 第4期
北曲輪	完了	複数時期の遺構が重複しており、最終段階の曲輪内部の構造は未解明	調査完了後、遺構復元手法を検討する。	第3期
清水曲輪・清水小曲輪	一部民地	一部をのぞいて完了	空堀をのぞいて城郭遺構が確認されていないことから、空堀整備以外は、現況保護とする。	第3期

第6-2表 A2区域の現況と整備の方向性

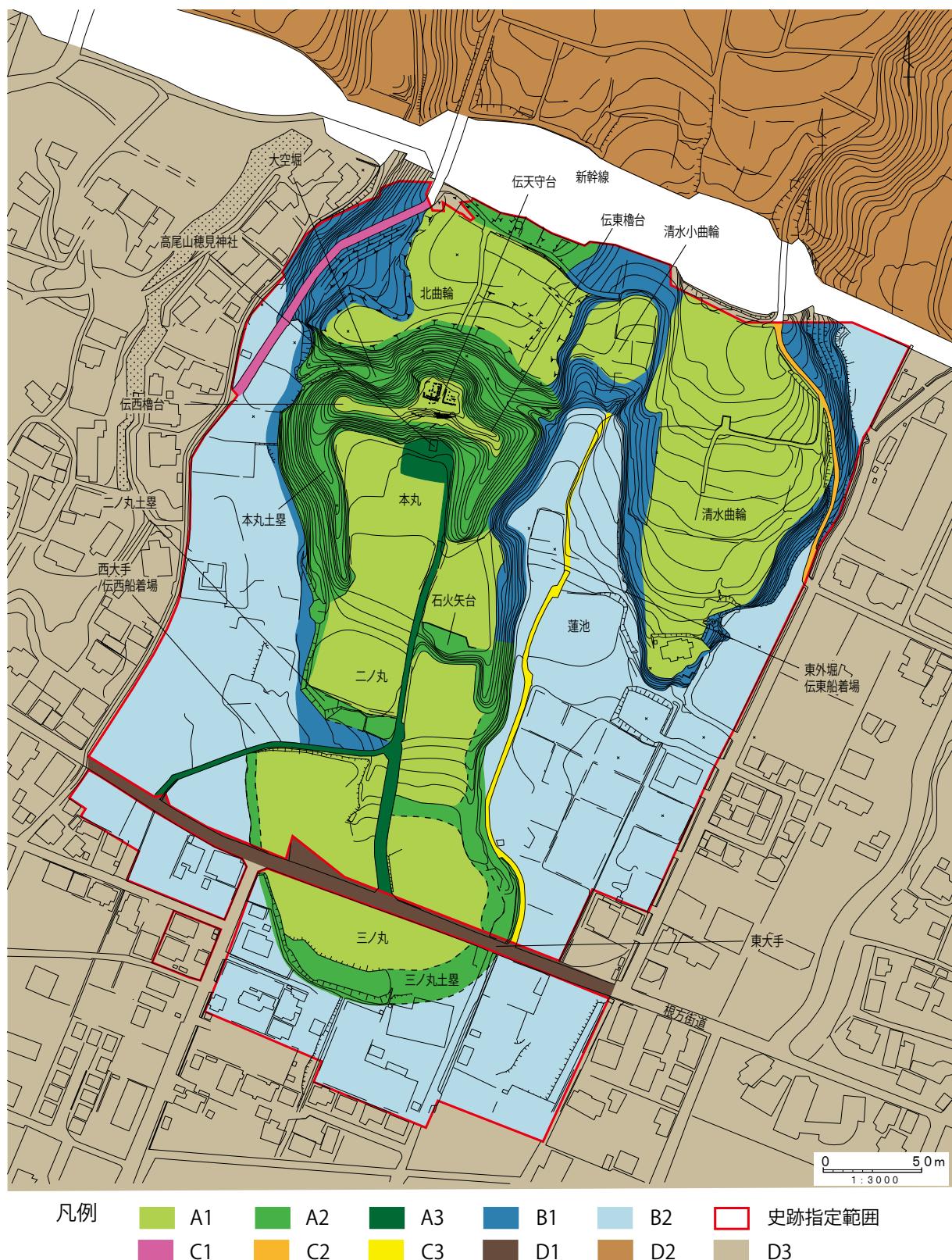
	公有地化	遺構確認調査	整備の方向性	整備時期
本丸土塁・ 大空堀	完了	完了	危険木の剪定、除去、法面崩落の予防措置、修景を行う。	第1期
伝石火矢台	完了	一部断割調査を実施	危険木の剪定、除去、法面崩落の予防措置、修景を行う。	第2期
二ノ丸土塁	完了	未実施	復元表示を試みて、二ノ丸の範囲を明確化する。	第2期
三ノ丸土塁	完了	一部断割調査を実施	一部滅失しているため、復元表示を試みて、三ノ丸の範囲を明確化する。	第4期
北曲輪土塁・ 空堀	完了	一部断割調査を実施	調査後、遺構復元手法を検討する。	第3期

第6-3表 B1区域の現況と整備の方向性

	公有地化	遺構確認調査	整備の方向性	整備時期
本丸西側斜面地	完了	実施しない	樹木剪定・伐採によって法面保護に努める。	緊急性が高い樹木剪定・伐採を除いては、第4期（西外堀と合わせて整備）
伝石火矢台東側斜面地	完了	実施しない	樹木剪定・伐採によって法面保護に努める。	緊急性が高い樹木剪定・伐採を除いては、第3期（東外堀と合わせて整備）
北曲輪周辺斜面地	完了	実施しない	樹木剪定・伐採によって法面保護に努める。	緊急性が高い樹木剪定・伐採を除いては、第3期（北曲輪と合わせて整備）
清水曲輪周辺斜面地	完了	実施しない	樹木剪定・伐採によって法面保護に努める。	緊急性が高い樹木剪定・伐採を除いては、第3期（清水曲輪と合わせて整備）

第6-4表 B2区域の現況と整備の方向性

	公有地化	遺構確認調査	整備の方向性	整備時期
西外堀	完了	部分的なトレンチ調査を実施済み。	西外堀と認知できるような表示と通路の整備。湧水地の安全対策と多目的広場と一体的な整備。	第1期 第4期
東外堀	一部を除き ほぼ完了	部分的なトレンチ調査を実施済みであるが、未調査地点も多い。	東外堀と認知できるような表示と通路の整備。	第3期
南外堀	一部民地	部分的なトレンチ調査を実施済みであるが、未調査地点も多い。	外堀と認知できるような表示と三ノ丸への導入通路の整備。	第4期



第6-1図 保存活用計画による興国寺城跡区域区分図

「B 区域」は縁辺部に位置する区域で、「B1：曲輪外の斜面地」と「B2：外堀」とする。

「C 区域」は指定地内に存在する道路 3 本で、西外堀を通って史跡の北へ抜ける「C1：公衆用道路（根古屋 431）」、東外堀から清水曲輪を経由して北へ抜ける「C2：公衆用道路（根古屋 386-8）」、東外堀から清水小曲輪へ至る「C3：公衆用道路（根古屋 353-2 他）とする。

実施にあたっては文化財保護法第 115 条第 1 項及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に基づき、史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い、その他施設を設置し、適切な管理を行う。

第 6-5 表には、第 1 ~ 4 期整備エリアの主な整備方針と整備概要を示し、次節以降に具体的な方針や計画等を記載する。

第 6-5 表 エリアごとの整備方針と主要な整備内容

主な整備方針	整備概要
【第 1 期整備エリア】 ① A1 区域の伝天守台周辺は地形や城内の曲輪及び防護施設の配置を現地で理解してもらう場と位置づける。ただし急傾斜地も含むことから、来訪者が安全に利用できるように整備する。 ② A2 区域の本丸土壘・大空堀は、近年大雨等による崩落も生じていることから、遺構の保護を主目的に修景を行う。 ③ 史跡内には神社地内に小規模なトイレが設置されているのみであるため、必要な便益施設等を史跡内に整備する。 ④ 全体の整備完了まで長期間を要することから、城の全体的なガイダンスを行う機能を有し、かつ休憩や活用事業も実施できるような多目的広場を三ノ丸に整備する。	【調査研究】 ・ 第 2 期整備エリアの遺構確認調査 ・ 伝天守台石垣の詳細調査 ・ 地質調査、地盤調査 → 詳細は 6-2 参照 【遺構保存措置、修復、復元】 ・ 保護層の確保 ・ 石垣の保全措置、修復 ・ 土壘、空堀の修景、復元 → 詳細は 6-3、6-4 参照 【樹木整理】 ・ 遺構保存、災害予防及び眺望の確保のための樹木整理 → 詳細は 6-3、6-4、6-5 (4) 参照 【園路整備】 ・ 急傾斜を伴う伝天守台へ登る園路の整備 → 詳細は 6-5 (1) 参照 【サイン等設置】 ・ 遺構名等を記した解説サインの設置 ・ A1 区域以外にも全体動線を考慮した曲輪名称サイン等の設置 → 詳細は 6-5 (2) 参照 【管理施設・便益施設】 ・ 史跡が広大であることから史跡内に小規模なトイレを設置 → 詳細は 6-5 (5) 参照 【ガイダンス機能を有した多目的広場整備】 ・ 総合案内、外堀復元、休憩施設等を備えた多目的広場の整備 → 詳細は 6-5 (6) 参照

主な整備方針	整備概要
【第2期整備エリア】 ① A1区域の本丸は、検出遺構を平面表示やカラー舗装等を用いて視覚的に表示するとともに、サイン等を設置して理解の醸成を図る。 ② A1区域の伝石火矢台周辺、二ノ丸は遺構の残存状況が良好でないことから、誤解を生じさせないように、土壘や虎口などの限定期的な復元整備にとどめる。 ③ A2区域となる伝石火矢台周辺や二ノ丸土壘、空堀等を発掘調査の成果に基づいて、かつての形状に復すとともに、史跡への理解に資するよう本来の登城ルートを復元する。	【調査研究】 <ul style="list-style-type: none">・第3期整備エリアの遺構確認調査 →詳細は6-2参照 【遺構保存、修復、復元】 <ul style="list-style-type: none">・保護層の確保・二ノ丸虎口の復元・二ノ丸土壘の修景、復元 →詳細は6-3、6-4、6-5(3)参照 【樹木整理】 <ul style="list-style-type: none">・遺構保存、災害予防及び眺望の確保のための樹木整理 →詳細は6-3、6-4、6-5(4)参照 【園路整備】 <ul style="list-style-type: none">・三ノ丸を起点として二ノ丸虎口→本丸虎口→伝天守台登り口をつなぐ本来の登城ルートを整備 →詳細は6-5(1)参照
	【サイン等設置】 <ul style="list-style-type: none">・遺構名等を記した解説サインの設置・見学ルートを示した誘導サインの設置 →詳細は6-5(2)参照
	【管理施設・便益施設】 <ul style="list-style-type: none">・史跡が広大であることから史跡内にベンチ等を設置 →詳細は6-5(5)参照

主な整備方針	整備概要
【第3・4期整備エリア】 ①遺構の重複が激しいエリアであることから、遺構復元は最小限にとどめ、誤解を生じさせないような整備とする。 ②史跡の広大さを体感できるよう、北曲輪や清水曲輪、外堀等への動線を整備して、史跡の全域を見学できるようにする。 ③史跡の理解をより促進できるようこれまでの調査研究成果等を用いたガイダンス施設を設置する。 ④より多くの来訪者に対応できるよう駐車場やトイレを整備する。	【遺構保存、修復、復元】 <ul style="list-style-type: none">・保護層の確保・各曲輪の土壘の修景、復元 →詳細は6-3、6-4、6-5(3)参照 【樹木整理】 <ul style="list-style-type: none">・遺構保存、災害予防及び眺望の確保のための樹木整理 →詳細は6-3、6-4、6-5(4)参照 【園路整備】 <ul style="list-style-type: none">・東大手を起点として二ノ丸虎口へとつなぐ本来の登城ルートを整備・北曲輪、清水曲輪への導入は不明なため、現状の動線を踏襲する。 →詳細は6-5(1)参照 【サイン等設置】 <ul style="list-style-type: none">・遺構名等を記した解説サインや誘導サイン等の設置 →詳細は6-5(2)参照 【管理施設・便益施設】 <ul style="list-style-type: none">・ガイダンス施設、トイレ、駐車場を設置 →詳細は6-5(5)参照

6-2 整備に向けた調査研究計画

これまで実施してきた調査成果を踏まえつつ、整備に向けて今後実施すべき調査について整理する。

(1) 詳細測量調査

- ・敷地全体の地形や構造物の状況を把握し、今後の詳細設計に使用することを目的に三次元データ等を取得する。取得にあたってはレーザー測量、sfm-MVS等の適切な方法を選択する。

(2) 遺構確認調査

整備に向けた遺構確認調査地点を第6-2図で示す。

- ・第1期整備工事範囲とする①伝天守台は概ね調査が完了している。しかし第2期整備工事範囲である②本丸は、過去の調査において遺構の大部分は滅失したと報告されたが、令和元年度から令和3年度にかけて再調査を実施したところ旧調査の確認面の下層から遺構が検出された。このため、②本丸は第1期整備工事を行っている間にさらなる遺構確認調査を4ヶ年程度を目処に実施し、第2期整備工事に備える。
- ・第2期整備工事範囲の③二ノ丸、第3期整備工事範囲の⑥清水曲輪、第4期整備工事範囲の⑦三ノ丸、⑨西外堀は概ね調査が完了しているが、第3期整備工事範囲の④東外堀、⑤北曲輪、第4期整備工事範囲の⑧南外堀は変遷等も含めて未解明な部分も多く、継続的な調査を要する。

(3) 石垣調査

- ・伝天守台石垣の現状把握に努めるため、令和2・5・6年度には石垣の範囲及び下部の確認調査と石垣カルテの作成を行った。今後はカルテや文化財石垣耐震診断指針等に基づき、モニタリング測量を行い、定期的な変異調査を行い安定性の確認を行う。
- ・現在は埋め戻されているが、二ノ丸虎口においても石垣堀を検出している。将来的には保存を前提としつつ、可視化に向けて、調査や見せ方の検討を行う。
- ・将来的な整備に向けて、石材の入先等の調査を行う。また神社地等に転落している石材について、再利用が可能か神社関係者と協議を行う。

(4) 地表地質調査、水文調査、地質調査

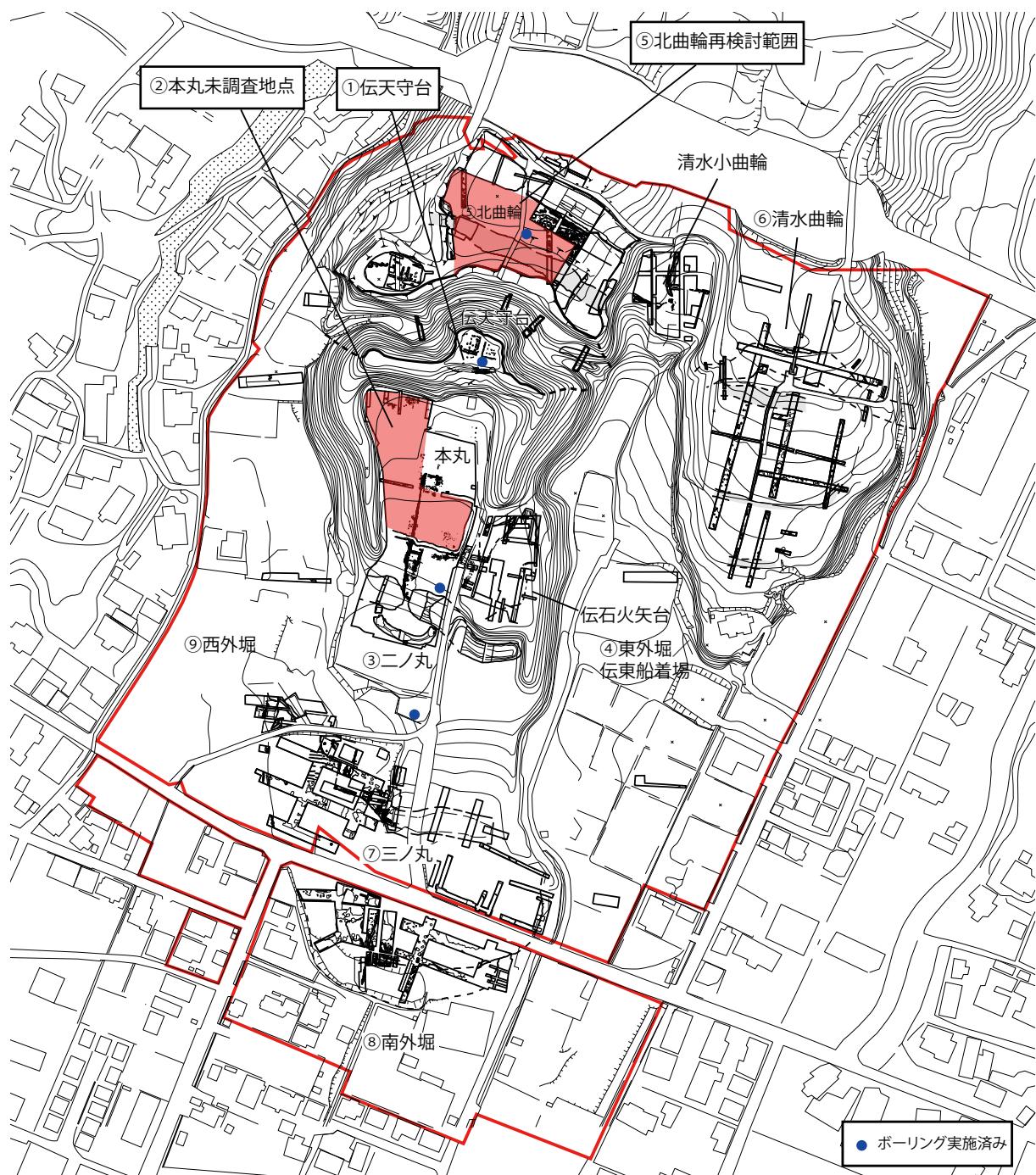
- ・敷地全体の地形や地質、湧水状況等をカルテ等にまとめ、要対策や要監視の箇所を明らかにする。
- ・今後の排水整備計画の基礎情報とするため、史跡内の流量調査、流末調査を行って、史跡全体の水収支状況を把握する。
- ・斜面地の修景や盛土工事が予測されるため、想定箇所においてはボーリング調査、簡易動的コーン貫入試験、斜面変動観測等による地質調査を行って状況を把握する。
- ・トイレ、階段等に対しては、地盤強度を確認するための試験を実施する。
- ・駐車場に対しては、路盤や路床の支持力を評価するための試験を実施する。

(5) 史資料調査

- ・興国寺城跡に関する基本的な史資料は、『史跡興国寺城跡調査報告書史料編』において集成されているため、今後は資料の検討を進めつつ、原宿や根方街道沿いの史跡等の周辺の文化財とも連携を図り、来訪者にとって魅力あるストーリーとなるよう検討する。
- ・近隣住民等が古写真等を所有していないか問い合わせを行い、古記録収集を継続的に実施する。

(6) 整備事例の比較研究

- ・保存整備や活用に資する同時期の城郭整備事例の調査研究を行う。



第6-2図 整備に向けた調査計画図

6-3 史跡保存のための整備計画

（1）遺構保存に関する整備計画

【史跡全体の保存の考え方】

興国寺城跡は地上に表出している巨大な土壘や空堀、石垣のほか、地下に埋蔵されている遺構群が複合的に組み合わさった城郭である。しかしながら近年では大雨などによる土壘の崩落や倒木などのき損、大幅な来訪者増に伴う見学路の劣化などの状況変化が発生している。そのため、保存においては史跡全体の地形が損なわれないよう保存活用計画に基づいた維持管理を行うとともに、防災整備として現地調

査に基づいた危険箇所の修復、法面等の補強、雨水排水整備、植栽管理等を適切に実施する。

復元整備は調査で確認された城郭の最終段階の様相に復することを原則とする。地上に表出している遺構群は現状の維持に努める。地下に埋蔵されている遺構群はき損を避けるため、埋戻しを行って保護したうえで、レプリカ等を用いた平面表示とする。ただし空堀については現在大空堀を除いて埋没しているため、これらを露出展示とする場合は、保護層を確実に設けた上で展示する。

【縄張り（地上に露出している遺構）の保存整備】

発掘調査や絵図調査によって、城郭の最終段階の縄張りはおおよそ把握されている状況にある。そのため、保存整備は原則最終段階の縄張りとする（第6-3図）。縄張りは基本的に土壘と空堀によって示されることから、土壘の崩落箇所については盛土による修景、来訪者が多く立ち入る箇所には現地調査に基づき第6-4図に示した補強案の中から適切な工法を選択し、現状遺構を保存するとともに安全性を確保する。空堀については露出展示の場合でも、掘り起こしは必要最小限とし、保護層を確実に設けた上で展示する。

【地下遺構の保存整備】

地下に埋没している遺構については、確認調査を適宜行って遺構の保存状況を把握し、原則として埋設保存・盛土保存とする。埋設する際には、柱穴や石組みなどの遺構にき損が生じないように土のうやシートなどによる緩衝材を設けるとともに、将来の調査に向けて行った調査深度まで把握できるような方法を選択する。

ただし史跡の理解に供する遺構については、適切な保存処理を施したうえで露出展示も検討する。

（2）防災計画

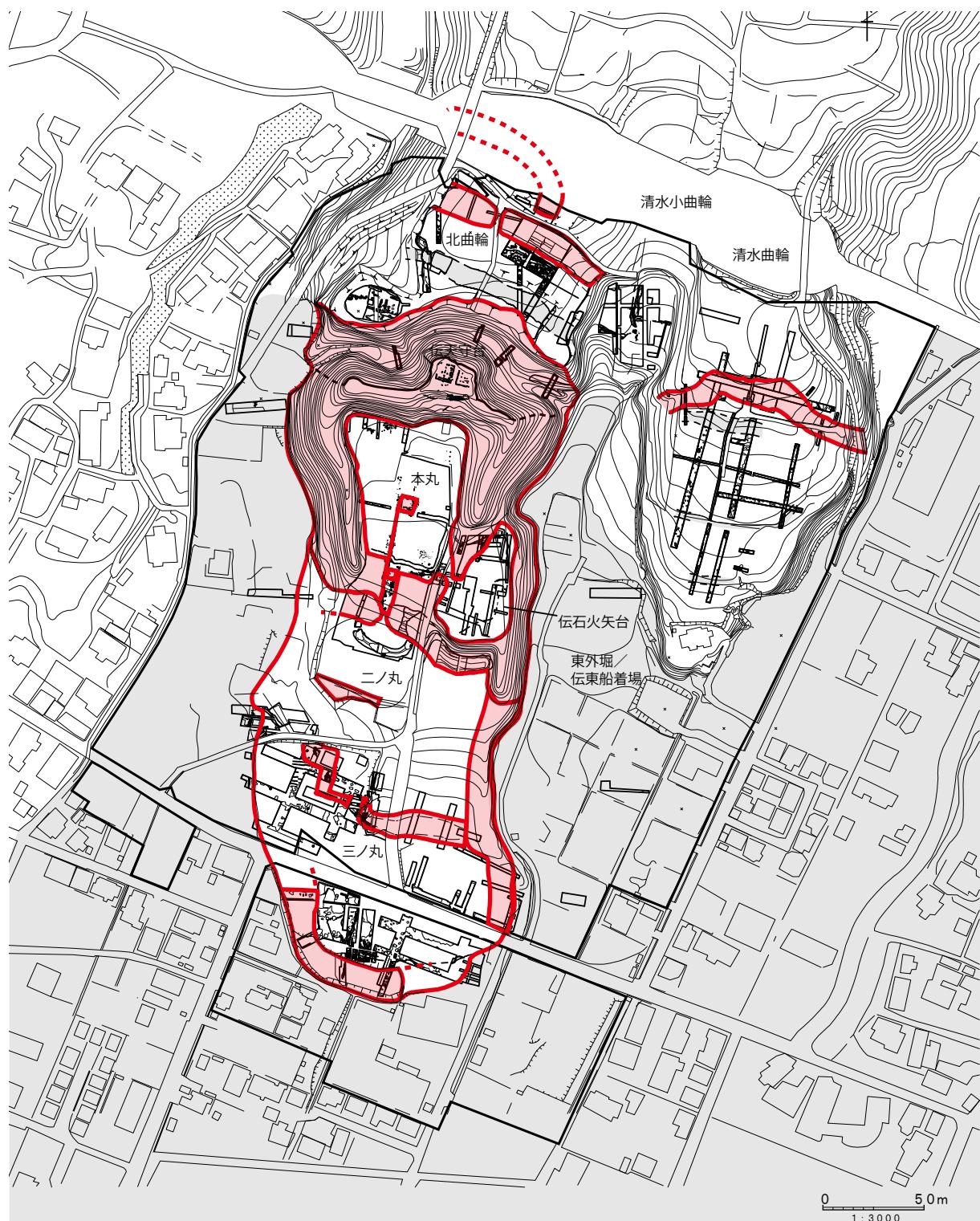
1) 自然災害に対する平時の対策

【日常的な点検や記録化】

- ・職員が非常時に応じて対応できるように関係機関や施設等の情報をまとめる。
- ・日常的な点検を実施し、施設の破損や危険箇所の把握、地形の変化、地上に露出している遺構の劣化などに異常があれば台帳等に記録し、情報の蓄積を行うとともに関係機関と情報共有を図る。

【災害の予防対策】

- ・土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域内の大木は、安全確保や遺構保護のために現地確認を行い、必要に応じて伐採を行う。なお、本丸土壘西側及び西外堀の樹木が巨木であり、倒木の際には周囲の住環境に影響が生じる危険性が高いことや、これらの樹木によって日照時間が短くなってしまっているため、史跡西側の住民から伐採を希望する要望がある。そのため、史跡の保存及び周囲の環境の向上をはかるべく、こうした樹木も対象に伐採するが、土壘が崩落する恐れがあるため、大規模な伐採とならないように進める。
- ・土壘等の法面は風化等の進行に伴って不安定な状態となっている箇所が散見される。土壘は史跡の価値を示す重要な要素であることから、日常的に安全点検を行うとともに、土壘が崩落しないよう必要に応じて適切な保護措置を実施する。
- ・大雨等による崩落は、目視等による軽度・重度の判定に伴って適切な工法を選択する。この際、往時の遺構と整備によって復元した遺構については対処方法が変わってくる可能性があるため、修復の場合は、遺構のき損に十分に注意する。
- ・来訪者等の救助が必要となった場合、緊急車両は管理用道路を利用することになるため、管理用道路のメンテナンスも日常的に実施する。
- ・曲輪内部では現状として自然排水で問題は生じていないが、空堀等を復元した際には遺構保存に配慮した排水計画を作成して、水害予防に努める。また、湧水地点が多い外堀においては、大雨後に



第6-3図 発掘調査成果に基づく縄張り保存検討図

水が染み出し、道路へと流れ出ている状況が見られる。そのため、地下排水管の設置や排水溝の具体的な位置の調査を進め、必要に応じて県道側溝等との接続を行う。

- ・災害に備えた防災倉庫等の設置は、史跡や景観への影響を最小限にとどめることを条件とする。

【危機管理体制】

- ・文化財関係部局、消防関係機関、地域住民組織等の関係者と危機管理体制を日頃より構築しておくとともに、緊急時の連絡窓口、初動対応手順等を記載したマニュアルを作成する。

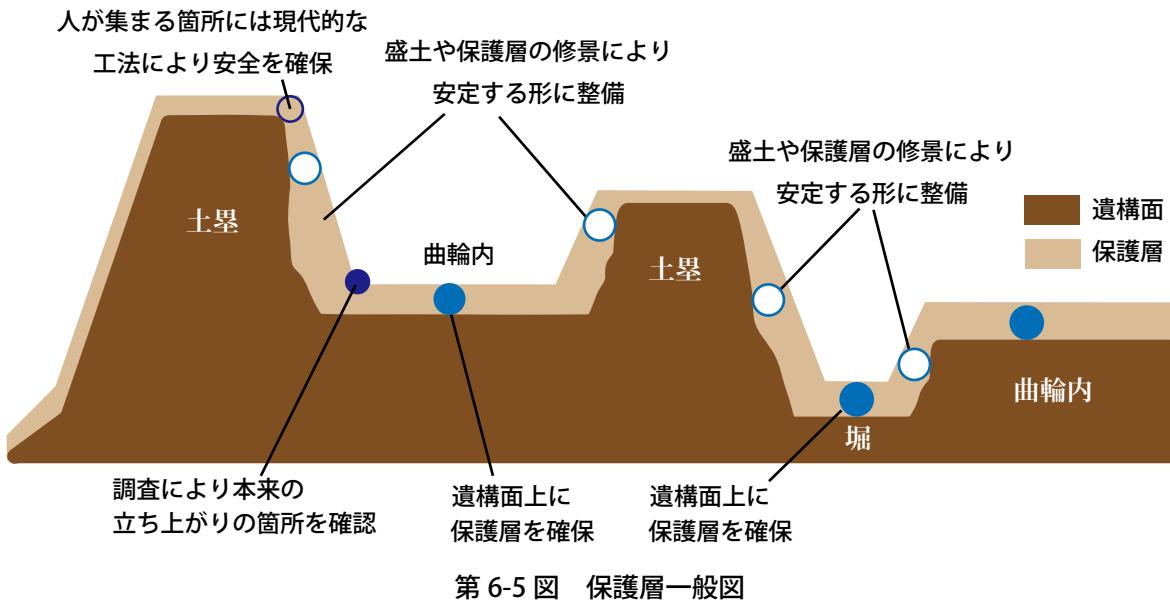
■法面保護の方法 1/2

工法名	植生土のう工	土のう工+植生シート工	植生マット（シート）工	テラセル法面保護・擁壁工法（法枠工）
概要	種子・肥料等を装着した土のう袋に土を詰めて土留めおよび積上げる工法 生物分解性の袋は、植物の生育した後に自然分解するため撤去が不要	土のう袋に土を詰めて土留めおよび積上げ、その後から植生シートを敷設する工法	種子・肥料等を装着した厚みのあるマット（シート）を法面全体に広げ、アンカーピンや止め釘等で密着させる工法 切土面には肥料袋がありネットが重のマットタイプ、盛土面には肥料袋がなくネットが1重のシートタイプを使用することが多い	【法面保護工法】 法面に吸出し防止材を設置したのち、アンカーピンで固定しながらテラセルを平面的に敷設し、現地発生土や碎石を充填する工法 植生シート工や吹付工と併用も可能
施工性	人力施工可能 現地発生土使用可能	人力施工可能 現地発生土使用可能	人力施工可能	人力施工可能 現地発生土使用可能
法勾配 施工厚	-	勾配1:1.5より緩い	マット 勾配1:0.8より緩い シート 勾配1:1.5より緩い	勾配1:0.8より緩い 厚み10cm、15cm、20cm
参考図				
対応箇所	比較的小規模の洗堀部	比較的小規模の洗堀部	浸食されやすい法面	浸食されやすい法面
史跡への影響	生物分解性の袋は自然分解するため時間が掛かる が周辺環境に馴染み易い	植生シートは土のうに留めるため造構面への影響は少ない	200~400mmのアンカーピンで留めるため造構面への影響は少ないが、際草刈り機にアンカーピンが接触する可能性がある	アンカーピンで留めるため造構面への影響は少ない（アンカーピンの長さや本数は勾配や土質により異なる）
史跡事例	・国指定史跡金山城跡	・史跡古市古墳群城山古墳	・史跡古市古墳群峯ヶ塚古墳	・史跡永安寺東古墳
事例写真				
	施工後約15年	施工直後	施工直後	写真

工法名	テラセル法面保護・擁壁工法（法枠工）	植生基材吹付工	ジオファイバーア工法（連続繊維補強土工）	ノンフレーム工法
概要	【擁壁工法】 展開したテラセルに現地発生土や碎石を充填し、鉄筋を挿入しながら段積みする工法	法面にラス金網をアンカーピンで張り付け、その上に基盤材・接着剤・種子・肥料を混ぜたものをコンプレッサーの圧縮空気で搬送し、吹付ける工法 基盤材により土砂系と有機質系の2工法あり、法面が普通土やレギ質土の場合には土砂系の土壌改良材、岩盤の場合には有機質系の植生専用の配合の植生基盤材を用いる	砂質土と連続繊維（ポリエスチル）をジェット水とともに噴射・混合して、法面に厚い土構造物を構築する工法 地山が不安定な場合は地山補強工ととの併用可能 連続繊維補強土の表面に様々な植生工を施すことも可能	自然斜面の樹木などの植生がもつ斜面安定効果を活かしつつ、長さ3~5m程度の自穿孔式植え木にによる補強土工と、支圧板との効果と補強材頭部の連結効果により、補強材と地山の相互作用によって、複合的に自然斜面全体の安定性を高める工法
施工性	人力施工可能 現地発生土使用可能	施工には大型な機械が必要であり、施工場所にプラントヤードを確保する必要がある	施工には大型な機械が必要であり、施工場所にプラントヤードを確保する必要がある	資材を置くためのヤードが必要 人力施工可能
法勾配 施工厚	勾配1:1.2より緩い 厚み80cm	勾配1:0.5より緩い 厚み3~10cm	法面保護タイブ（1:0.5より緩い）20cm以上 擁壁形状タイブ（1:0.5より急）天端水平厚さ30cm以上	30°~60°
参考図				
対応箇所	小崩壊の可能性がある自然斜面ほか	浸食されやすい法面	小崩壊の可能性がある自然斜面ほか	小崩壊の可能性がある自然斜面ほか
史跡への影響	段積み内に鉄筋が納まるので造構面への影響は少ない 現況面に施工する場合80cm以上厚みが出る 植生可能な中詰材を使用することで、セットバックした部分への植生工も可能だが、テラセルの立ち上がり部が見える	200~400mmのアンカーピンで留めるため造構面への影響は少ない 人が頻繁に立ち入りる場所では吹付けた基盤材が剥がれる可能性がある	現況面に施工する場合20cm以上厚みが出る 地山補強工と併用する場合は地中に棒鋼等を打設するため造構面への影響の可能性あり	約3~5mのロックボルトを打設するため造構面への影響の可能性あり 法面に露出する支圧板を隠すため植生工等の検討が必要
史跡事例	・史跡大室古墳群	・史跡長浜城跡	・史跡都於都城跡	・国指定史跡米子城跡
事例写真				
	施工後 5年	施工写真	施工後約8年	施工直後（ノンフレーム工法HPより引用）

第6-4図 法面保護の方法

参考) 伝天守台土壘（南北方向）勾配：約 50~65°、本丸土壘（東西方向）勾配：約 40~50°



第6-5図 保護層一般図

2) 災害発生時の対策

【被害状況の把握と報告】

- ・災害被害によって史跡のき損等を受けた場合、直ちに沼津市教育委員会が被害状況を把握し、写真や動画にて記録を取得したうえで、静岡県を通じて文化庁へ報告を行う。

【応急的な対策】

- ・史跡に被害が生じた場合は、被害発生時の現場保存と被害拡大防止に努め、あわせて危険箇所への立入禁止、片付け等を行う。
- ・応急的な措置については沼津市教育委員会文化財振興課の判断で、き損箇所を中心にシート掛けや土のう積みなどを実施する。なお、維持の措置については現状変更許可を要しないが、き損届の提出を行うと主に、関係機関と対応を協議する。この時、史跡の構造に影響を与える根本的な復旧工事が必要な場合は、専門委員の指導を経て現状変更申請を行い、文化庁の許可を得てから復旧する。

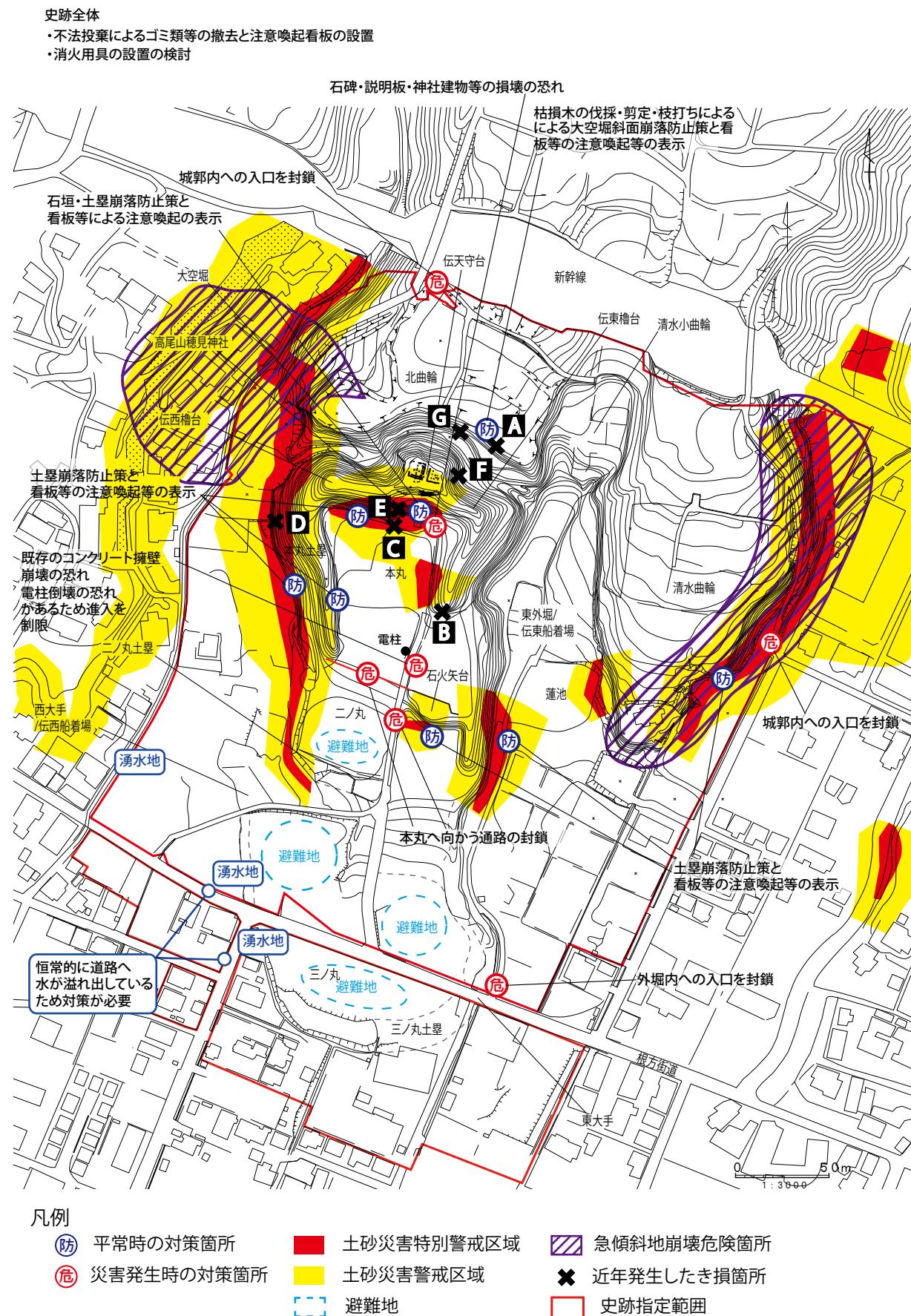
【避難地としての利用】

- ・史跡の曲輪内は根古屋地区周辺において広大な面積を有する平地となっていることから、災害発生時には史跡への影響を最小限にし、危険箇所への立ち入りを禁止した上で、短期間の避難地としての利用も行う。この場合、史跡内には土砂災害特別警戒区域ならびに土砂災害警戒区域が存在することから、これら区域へ立ち入らないように史跡内通路の封鎖等を行えるよう根古屋地区をはじめとした地域の防災担当者に危険箇所の周知を図る。
- ・避難中に発生した問題も台帳等に記録する。

3) 人為災害に対する防災対策

人為災害としては遺構や施設のき損、火の不始末による火事、不法投棄などが想定される。本史跡は日常的に職員が常駐する施設でないため、これらの対策として、サイン等による注意喚起を行うほか、管理団体の沼津市と地域住民、解説ボランティア等が協力して定期的な巡回を行う。

あわせて史跡内において一次消火等を行うことができるような消火器等の設備を設置し、使用方法等の確認を兼ねた定期的な防火訓練等を継続して実施する。



第6-6図 防災計画



A 平成 16 年 10 月 大空堀北側土壠崩落



B 平成 21 年 10 月 本丸土壠東側崩落



C 平成 23 年 9 月 本丸内神社西側倒木



D 平成 24 年 5 月 本丸土壠西側倒木



E 平成 24 年 5 月 本丸土壠北側崩落

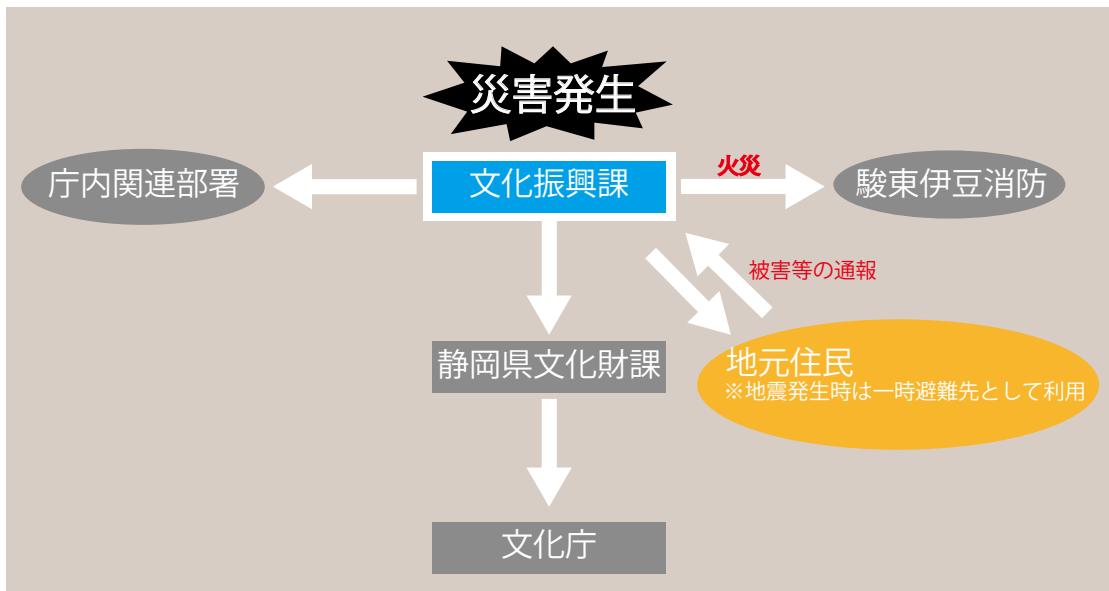


F 令和 3 年 1 月 伝天守台倒木

近年発生したき損箇所の様子



西外堀・南外堀において恒常に冠水する地点



第6-7図 危機管理体制の構築

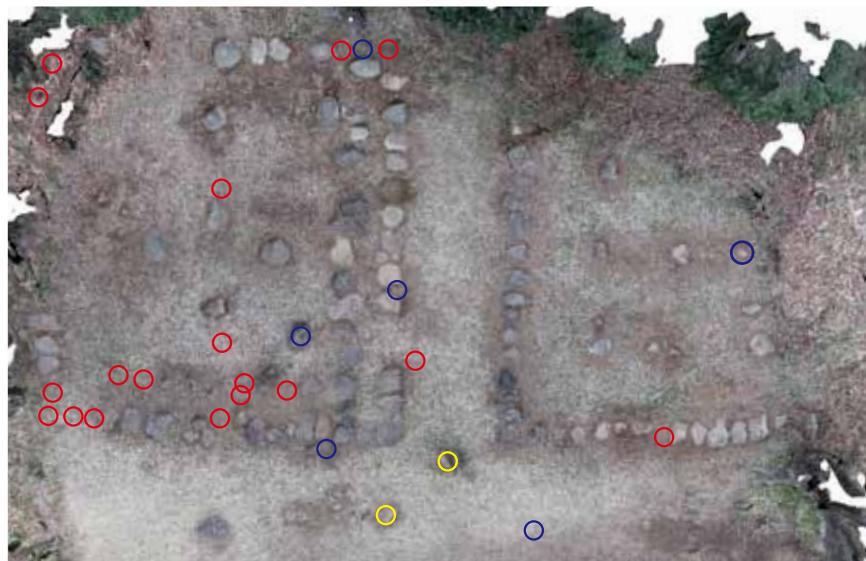
6-4 保存活用のために特筆すべき整備

保存活用のために特筆すべき遺構として伝天守台周辺の遺構があるが、複数の遺構から構成され、かつ遺構群は相互に関連する内容があることからも、これらは一体的な整備が望ましい。一方で、伝天守台周辺は最も来訪者が集まるところであることから、き損の可能性が高く、整備には最も注意を払うべき遺構群ともいえるため、本節では伝天守台周辺の保存活用に向けた具体的な整備の方針を示す。

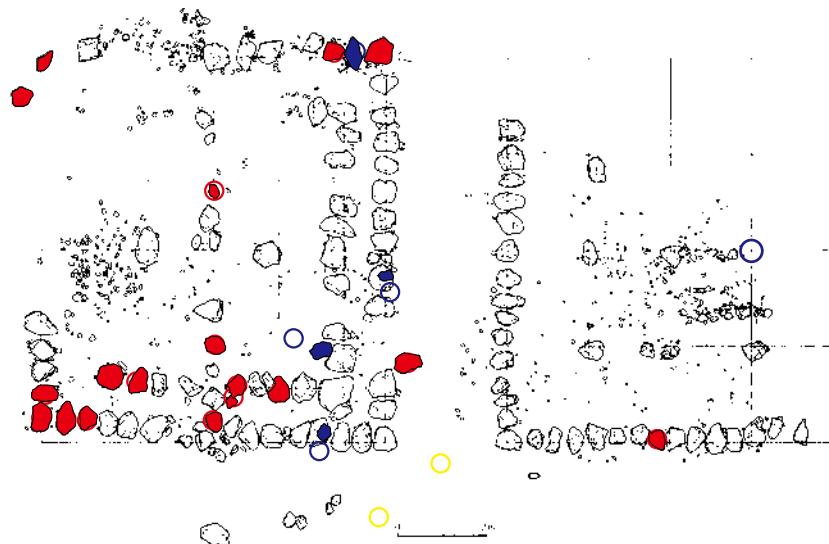
(1) 伝天守台礎石

1979年の発掘調査時と比べて礎石の抜き取りや移動が確認される。このため、保存と復元の方針として1979年の伝天守台調査段階で検出した状態を基準とし、失われているもしくは移動している礎石について保存、修復の措置を行う。

まず現在露出している礎石については、盛土による保護措置を講ずる。礎石が移動してしまっている主な要因のひとつは、1979年の調査において埋め戻された土が締っておらず、安定性にかけているこ



○ 無くなっている ○ 移動している ○ 不明



第6-8図 伝天守台礎石の移動状況（上：令和2年度、下：昭和49年度）

とが挙げられる。このため、礎石保存の具体的な措置として、表層を発掘調査と同様の手法で除去した上で、移動してしまっている礎石については元位置に復し、さらに安定性を高めるために新たに改良土等を用いて伝天守台の地盤の改良を行う。これにより礎石の移動防止と保護を図る。

また失われてしまった礎石は改良土の上に同規模の石を想定位置に設置する。なお、嵩上げに際しては南側に築かれている石垣に雨水が入り込まないように緩やかな勾配をつける。

整備完了後は元位置を保つ礎石と追加した礎石が判別できるように解説サイン等で明示する。

(2) 伝天守台石垣

伝天守台南面の石垣は、「東部」「中央部」「西部」の3区分に分けられる。それぞれの状況に応じて、以下の方針で整備を行う。

1) 現状と課題

東 部：石垣の大部分が残存しているが、間詰石は流失している区域。

東部の西端部分では石の抜き取りが見受けられ、安定性に問題がある箇所がある。

中央部：石垣が現存していない区域。

令和6年度の調査の結果、裏込石も流出していることが確認されている。

西 部：石垣の下半部が埋没している区域。

裏込石は天守台天端まで残っているものの、上部の築石が失われているため、裏込石の保護が必要となる。

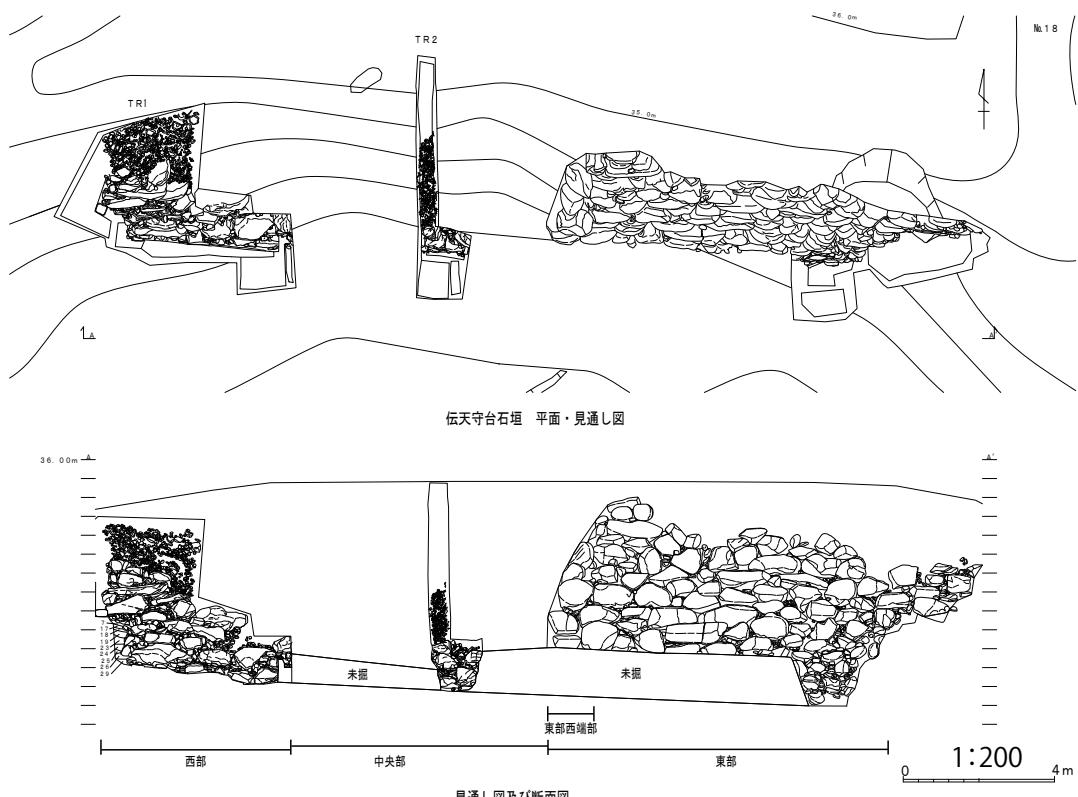
2) 整備方針

【東部の整備方針】

基本方針：オリジナルの石垣を可能な限り保存しつつ、安定性を確保する。

石垣カルテに基づき、「崩落の危険性がある」と判断された石のみ解体・積み直しとし、その他の石は現状保存を第一とするが、全体的に安定性に欠けると判断された場合は、面的な積みなおしも検討する。また表面だけでなく、構造全体（積石、裏込、盛土）として安定した状態に復すとともに、全体的に不足している間詰石を追加する。

石垣天端の復元については、2案を提示する（第6-13・14図）。案の選定は実施設計時に文化財調査や整備に経験を有す石工と相談して行うものとする。



第6-9図 伝天守台石垣の残存状況

項目	内容					
作成年度	2024年2月21日					
石垣番号	管理番号					
上部構造物	現在	●・有()				
	過去	無・有()				
築造時期	北条早雲の本拠地とされるが不明。天文18年(1549)今川義元が興國寺築城のため善得寺を移転させた古文書が最も古い。慶長12年(1607)3月に廃城となる。					
修復履歴	不明					
絵図・古文書						
既往の発掘調査・研究	昭和57年11月6日～12月27日 沼津市文化財報告書第32集 興國寺跡伝天守台跡・伝東船着場跡発掘調査報告書(1984年3月)					
延長	天端	1020cm				
	裾部	767cm				
高さ	左端部	451cm				
	右端部	382cm				
築石部	立面形状	勾配	右: 64° 度 左: 61° 度			
		反り	右: 有・無 左: 有・無			
		平面形状	輪取り(文字)シノギ・その他()			
		石材加工	野面・荒割り・ハツリ・ノミ加工			
		石積み	野面積・乱積み・布積み・谷積み・巻石(笑い積み)			
		石材形状・規格性	野面・割石・切石(90cm×51cm)			
		石質	花崗岩・堆積岩・安山岩その他()			
		刻印の状況	有・無			
		矢穴の状況	有・無(cm)			
		植生状況				
変形の観測	築石部	緩み: 有・無				
		割れ: 有・無				
		表面劣化: 有・無				
		抜け落ち: 有・無				
		孕み出し: 有・無				
		孕み・抜け落ち: 有・無				
		前倒れ: 有・無				
		崩れ: 有・無				
		樹木: 有・無				
		天端の沈下: 有・無				
所見		前面土砂の堆積: 有・無				
		立地地盤の異常: 有・無				
		その他				
見取り図・写真:		観察事項:				
		危険度: ④・B・C・D				
所見						
<ul style="list-style-type: none"> 西側隅で築石が一部突き出ており地震等の自然災害で崩壊の危険性がある。 石垣の積み方の特徴として、横長の石材を用いている点が初期の野面積としての特徴を残していると考えられる。 石垣の間詰石の抜けた部分から築石の控を計測すると1m以上の控長が確認され、間詰石も円礫でしっかりと詰められており、築石も面に対して斜めに角度を付けて据えられ、しかも面を意識して積んでいることから、天正期以降の積みの特徴を示している石垣と考えられる。 据えられた石垣の角度も61°～64°の幅で角度が付けられている。 石垣自体は安定しているといえるが、長年の経過で間詰石が抜けているところが見られるため、将来的には間詰補修が必要と思われる。 						
						

第6-10図 伝天守台石垣カルテ (作成: 令和5年)

- ・東部案1：現在の最高点（Bライン）の高さを基準として復元するが、天端石は復元せず、現在のBライン以上は盛土や植栽にて整備する。この場合、伝天守台の形状は不確定な要素を含むことから、現況の形状を踏襲する。天端石を復元しないことから、最上段は必ずしも水平には整えることはないが、石垣が面として安定するように積み増す。
- ・東部案2：一部推定を含むこととなるが、現在のデータから天守台石垣の本来の高さまで最大限復元する案。この際、天端石も復元を試み、最上段は水平に整える。

【中央部の整備方針】

基本方針：東部と同質の石材を用い、石垣のかつての形状や範囲を来訪者に分かりやすく示す。埋没している石垣を除き、新たな石を用いて再建する。再建部分については、現代の施工であることを石に明記し、解説サイン等で「オリジナル部分」と「復元部分」を解説する。復元高は、東部の整備方針と合わせた案と違和感が生じないように配慮し、今後の安定度調査等を踏まえて最終案を選定する。案の選定は東部と同じく、実施設計時に文化財調査や整備に経験を有す石工と相談して行うものとする。

- ・中央部案1：東部案1の手法にて、東部の最も高い石（Bライン）と高さを合わせて復元する案。
- ・中央部案2：東部案2と同様に天端石を復元し、伝天守台礎石整備面の高さを示す。
- ・中央部案3：本来の高さが不明であるため、高さ復元は行わず、下部に2石程度積むことで石垣の範囲のみを明示して、その上部は土羽や植栽で整える（第6-15図最下段）。

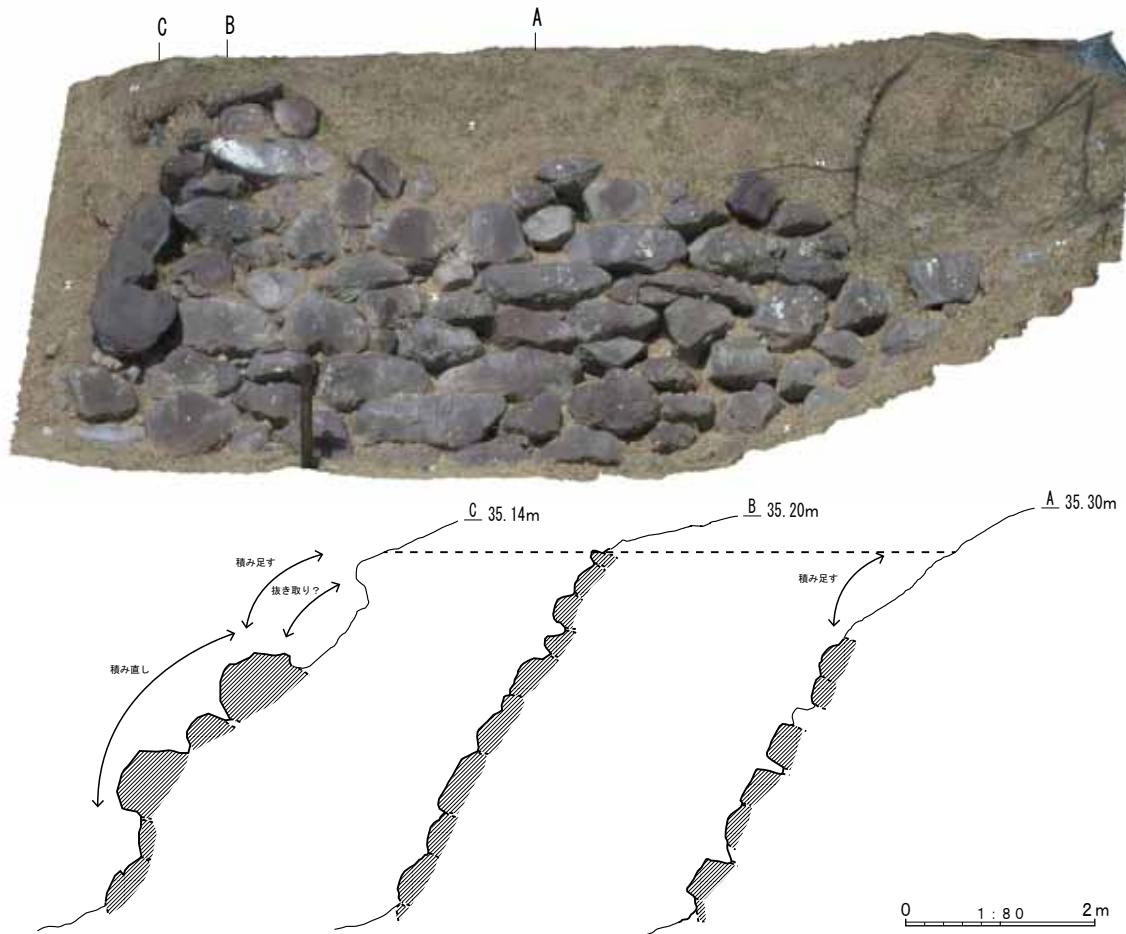
【西部の整備方針】

基本方針：西部に見られる不安定な裏込石は土羽等で保護したうえで、下記の3案の中から選択して整備する。案の選定は東部や中央部と同じく、実施設計時に文化財調査や整備に経験を有す石工と相談して行うものとする。

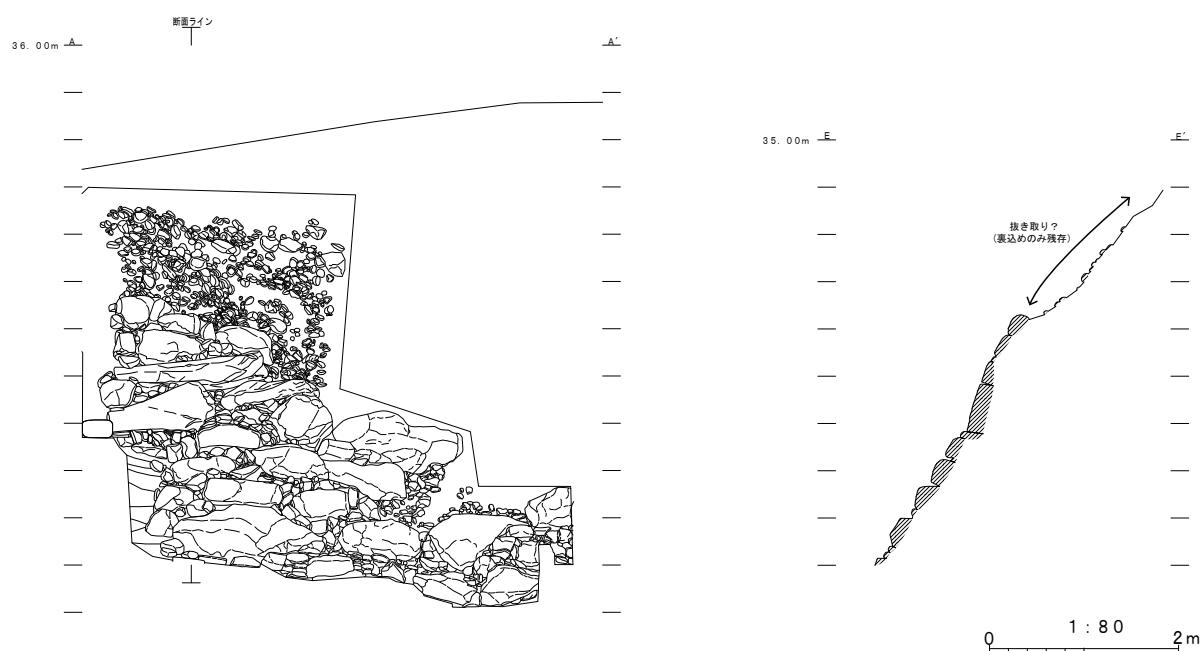
- ・西部案1：東部案1と同様に天端石は積まないが、東部Bラインの高さ付近まで石垣を復元する。それより上部は土羽によって裏込石の流出を防ぐ。
- ・西部案2：東部案2と同じく、天端石を積み、伝天守台の高さを復元する。
- ・西部案3：現存する築石のみを露出させる。それより上部は裏込め石が流出することから、土羽によって整備する。

3) その他石垣保存に関わる整備方針

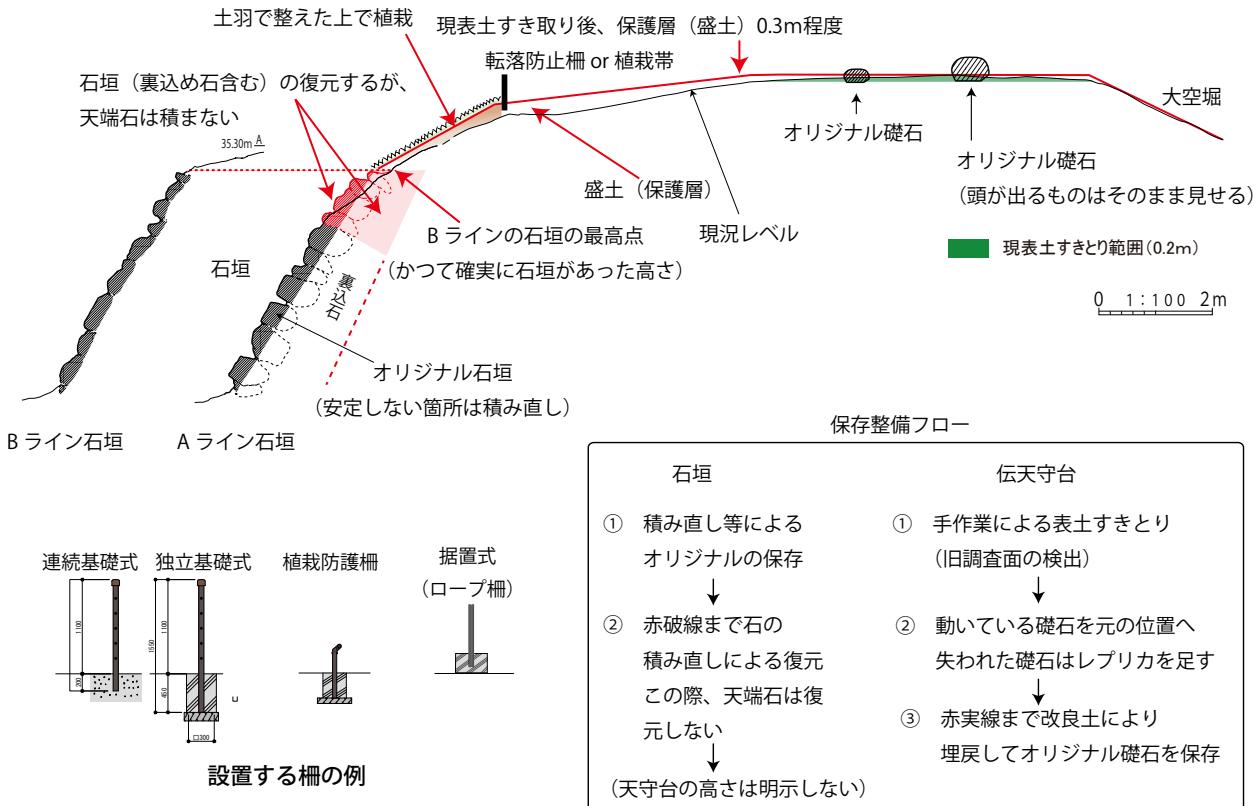
- ・石垣への落書きやよじ登りなどが発生している事例があることから、サインを設置して注意喚起を図る。
- ・本丸から石垣に向けた眺望を確保すべく、伝天守台周辺や石垣南側にある神社地内の樹木の取扱いについては、神社関係者と協議の上で剪定・伐採等を行う。
- ・整備完了後も日常的な観察や点検等にて得られた情報を適宜石垣カルテに記載してデータの蓄積を図り、石垣保存の基礎資料とする。その際はあらかじめ設定した2点間の距離の測定などにより変状評価も行う。
- ・伝天守台からの転落を防止する柵もしくは植栽帯を設置する。その際設置するものは周囲の景観に調和するものを選定する。



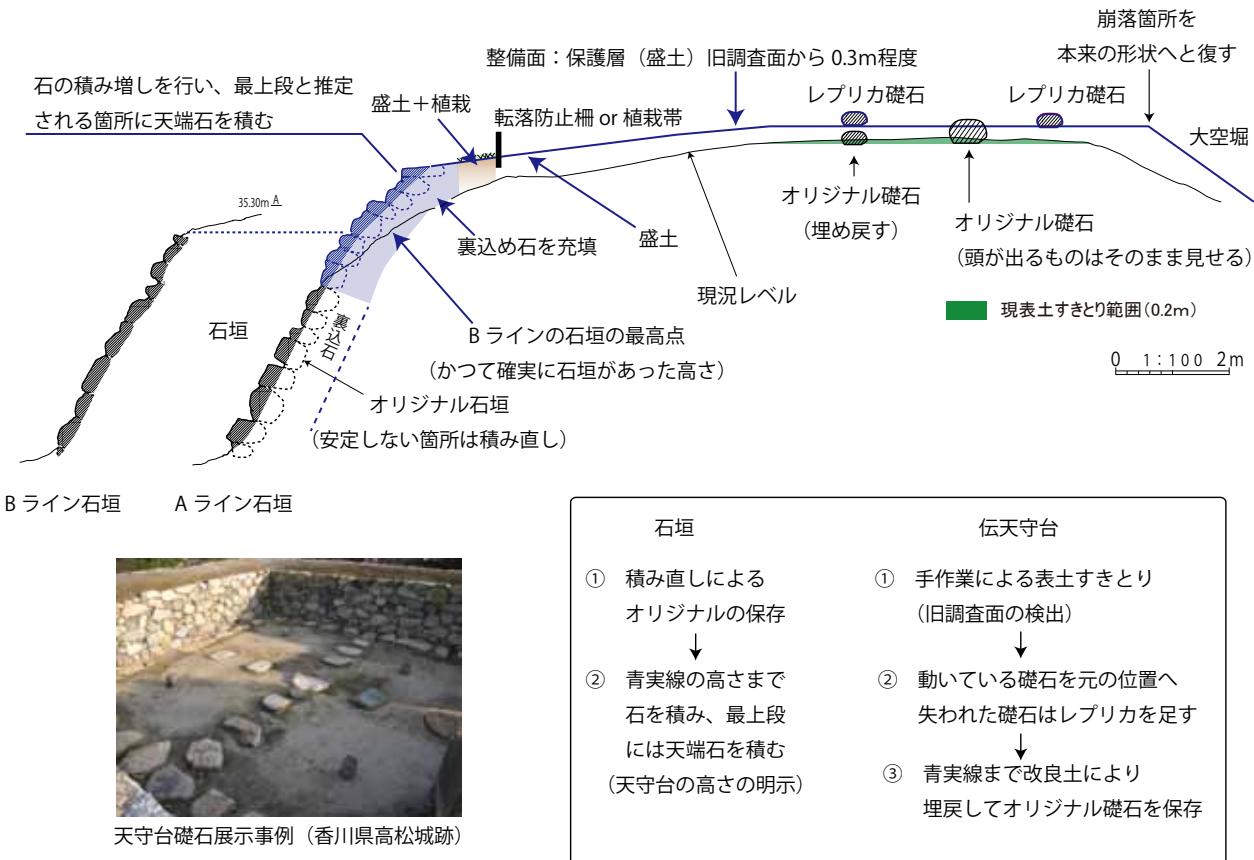
第6-11図 伝天守台石垣東部現況図



第6-12図 伝天守台石垣西部現況図

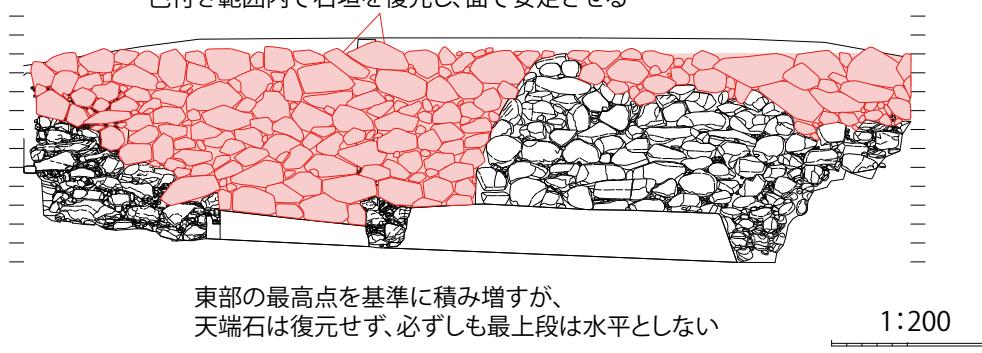


第6-13図 伝天守台・石垣の保存整備計画案1

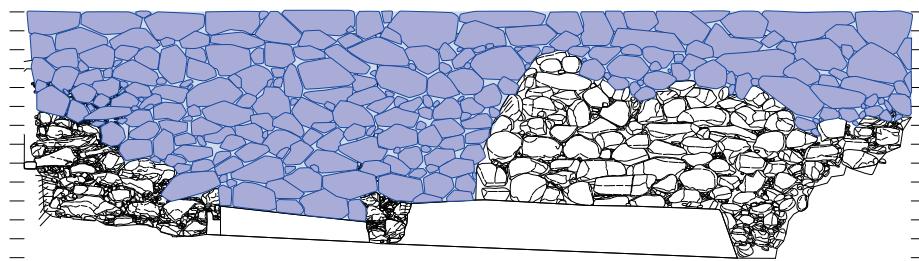


第6-14図 伝天守台・石垣の保存整備計画案2

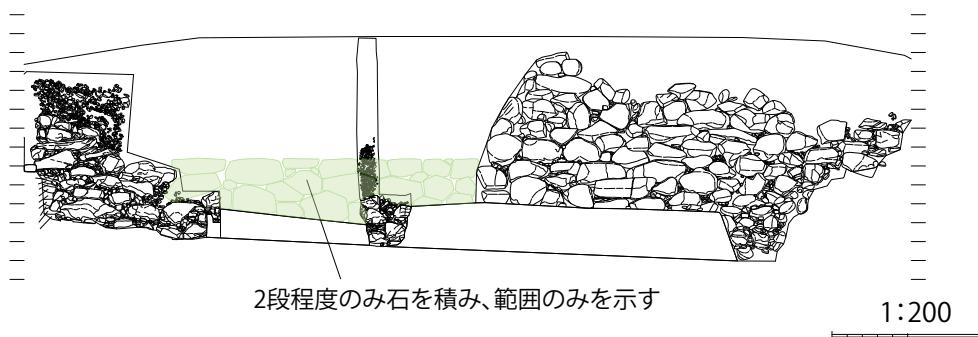
色付き範囲内で石垣を復元し、面で安定させる



案1の復元範囲



案2の復元範囲



案3の復元範囲

第6-15図 各案における復元範囲

(3) 伝西櫓台・伝東櫓台礎石

- ・伝西櫓台および伝東櫓台の礎石は、現在一部が露出しているため、盛土により適切に保護を行う。
- ・保護措置の後、(1)に示した伝天守台礎石の遺構表示方針と同様に、レプリカなどを活用して遺構表示を行う。ただし、伝西櫓台および伝東櫓台は範囲が狭小であるため、安全性が確保できない場合は解説サイン等を用いて対応する。
- ・特に伝西櫓台は、史跡全体や富士市方面・伊豆半島方面を望むビュースポットとして活用することを想定しているが、櫓台の全面に遺構が検出されていることから、礎石表示方法にあたってはビュースポットとの兼ね合いや来訪者の安全面にも十分配慮する。

(4) 本丸土壘

本丸土壘については、以下の方針で整備と保護を行う。

【樹木の管理】

- ・適切な時期に土壘上の樹木を除伐し、法面保護を実施する。

【崩落防止措置】

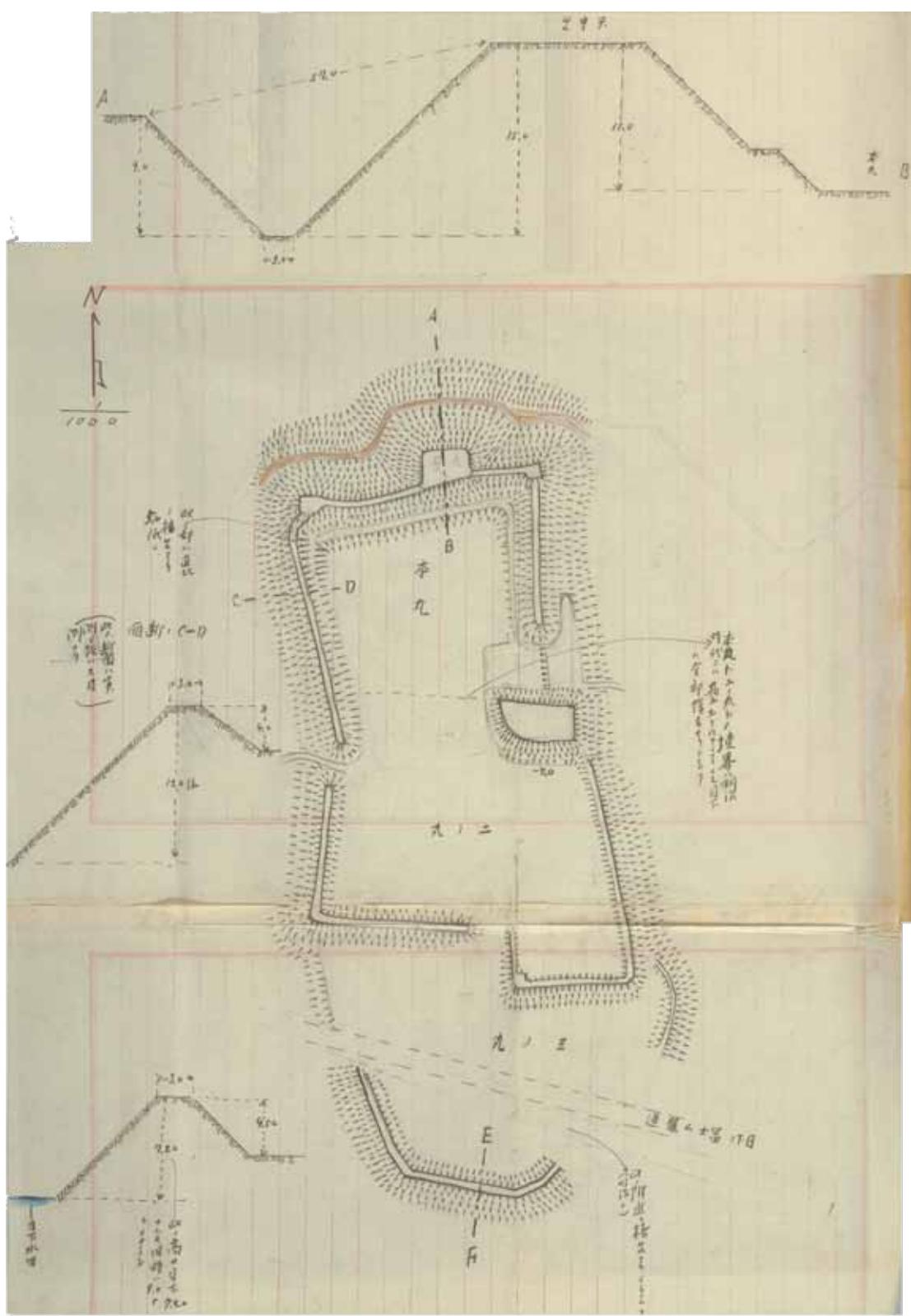
- ・来訪者の増加によって、土壘の崩落が進行しないよう、必要な箇所に保護工事を行う。
- ・西櫓台下や本丸北西部など、来訪者が集中すると予測される箇所では、現在安定して見える地点であっても、事前に法面保護工を施す。
- ・大雨などにより発生した軽微な損傷については、植生シートや植生土のうを使用して対応する。
- ・大規模な崩落や急傾斜地については、防災計画に基づき適切な工法を選択して対策を講ずる。

【形状の復元と保護】

- ・土壘の形状は発掘調査成果や過去の航空写真との比較に加え、『日本城郭史資料』(第6-16図)に掲載されている形状を復元の基準とする。ただし、現在の地形勾配や安全性を考慮して設計を進めるものとする。
- ・整備後は植栽等で被覆して、崩落進行を食い止める工夫を行う。

(5) 大空堀

- ・大空堀は現在、堀底を園路として活用していることから、堀底は箱型を呈しているが、本来の大空堀は最大斜度約70度を測る薬研堀である。このため、本来の形状へ復元することが望ましいが、現状の安定した状態が維持されているため、原則として大きな変更は行わず、一部修景にとどめる。
- ・現状と同じく引き続き見学ルートとして活用できるよう、法面保護や安定性確保を優先して行う。
- ・堀内で発生している倒木や眺望を妨げる樹木は一部を除伐し、周辺環境を整備する。
- ・来訪者が堀の形状や機能を理解しやすいよう、解説サインを適切に設置する。



国立国会図書館 [日本城郭史資料] 第16冊 本別20-4

第 6-16 図 「興國寺城」『日本城郭史資料』第 16 冊
陸軍築城部本部編（昭和年間）国立国会図書館蔵（一部加工）

6-5 活用のための整備計画

(1) 動線計画・園路整備

近年の来訪者の増加に伴い、現在でも史跡内の見学路が損傷した事例も報告されている。そこで、史跡を保護を前提としつつ、来訪者の史跡への理解に資するよう、かつての城内路を復元したうえで動線の設定や園路整備を行う。本計画の基本方針及び動線計画は以下のとおりとする（第6-17図）。

1) 全体動線

【見学基本ルートの設定】

- ・見学基本ルートは、絵図（第1-4図）に描かれた江戸時代初期の城郭範囲を巡る構成とする。ルートの順序は、かつての城内路を踏襲し、西大手である三ノ丸多目的広場を起点に、二ノ丸→本丸→伝天守台→大空堀→西外堀→三ノ丸多目的広場とする。
- ・発掘調査によって本丸1号虎口及び2号虎口の道幅が約1.8mであったことが確認されていることから、園路の標準幅員も1.8mとする。

【見学応用ルートの設定】

- ・より詳しい探索を望む来訪者のために、見学基本ルートに加え、北曲輪や清水曲輪を含む見学応用ルートを設定する。
- ・見学応用ルートは史跡外の関連施設（例：本法寺）も訪問できる動線とする。なお、清水曲輪については東外堀の既存道路からも見学可能とする整備を行う。

2) 伝天守台園路の整備

- ・急傾斜の土壘上に設置される園路や手すりは、遺構保護と来訪者の安全を両立させる工法を採用する。現在は擬木階段が設置されているが、これによるき損範囲を大きく超えないよう留意する。
- ・階段の設置時には排水対策を併せて実施し、安全性を確保する。

3) その他曲輪内の園路整備

- ・曲輪内は自由動線を原則としつつ、見学基本ルートには第6-18図に例示した園路舗装などから最適な方法を選定して当時の動線を明示する。なお、設計にあたり例示の方法より好ましい方法があった際には、柔軟に対応する。
- ・既存の管理用道路も引き続き活用するが、土壘や堀との交差する地点には特に工夫を払いつつ、車いす等の利用者でも本丸神社地までアクセスできるよう整備する。ただし、整備の進捗に合わせて、三ノ丸を縦断する管理用道路は撤去を検討する。
- ・見学ルートと管理用道路とは舗装方法に差異を設けて区別する。交差する箇所については、車両の通行により、舗装等が傷まないよう工夫する。

4) 整備の段階的実施

【第1期整備工事】

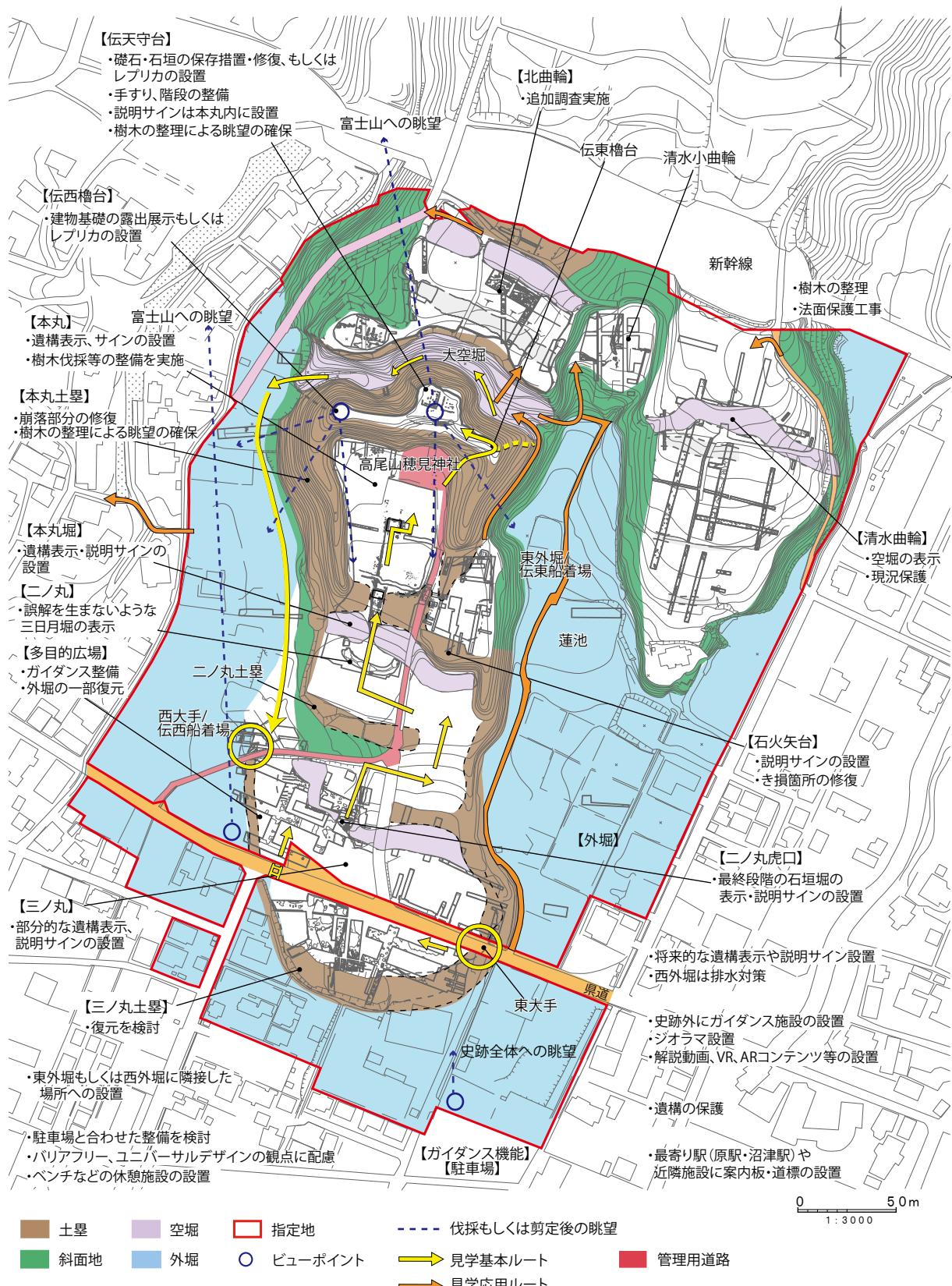
既存動線を活用し、神社地東側を起点として神社地以北の見学基本ルート（伝天守台周辺の園路及び大空堀を見学した後、西外堀から西大手へ戻る園路）を整備する。

【第2期整備工事】

見学起点を三ノ丸駐車場とし、二ノ丸虎口→本丸虎口→本丸2号虎口 という二ノ丸以北の本来の城内路を踏襲した見学ルートを整備し、第1期で整備する園路に繋げ、見学基本ルートを開通させる。

【第3期整備工事以降】

見学応用ルートに位置する北曲輪や清水曲輪への園路を整備する。加えて、東外堀から清水小曲輪へ至る園路の設置も実施する。



第6-17図 動線及び主な整備の計画（保存活用計画に追記）



特別史跡三内丸山遺跡 土系舗装
青森県青森市



史跡大塚歳勝土遺跡 視覚障害者及び
車イス利用者に配慮した園路
神奈川県横浜市



史跡日高遺跡 樹脂系砂利舗装
群馬県高崎市



史跡小倉城跡 ウッドチップ舗装
埼玉県ときがわ町



特別史跡安土城 遺構保護のための鉄
製階段 滋賀県近江八幡市



国宝姫路城 遺構保護のための
設置階段 兵庫県姫路市



史跡金山城跡 天然木階段
群馬県太田市



龍角寺古墳群 天然木階段
千葉県栄町
園路設置事例



特別史跡百済寺跡 コンクリート舗装
及び表面土色薄層舗装ウッドチップ
大阪府枚方市



特別史跡百済寺跡 緑化ブロック舗装
大阪府枚方市



史跡大友氏館跡 洗い出しポーラスコ
ンクリート舗装と土系舗装
大分県大分市

管理車両用通路事例

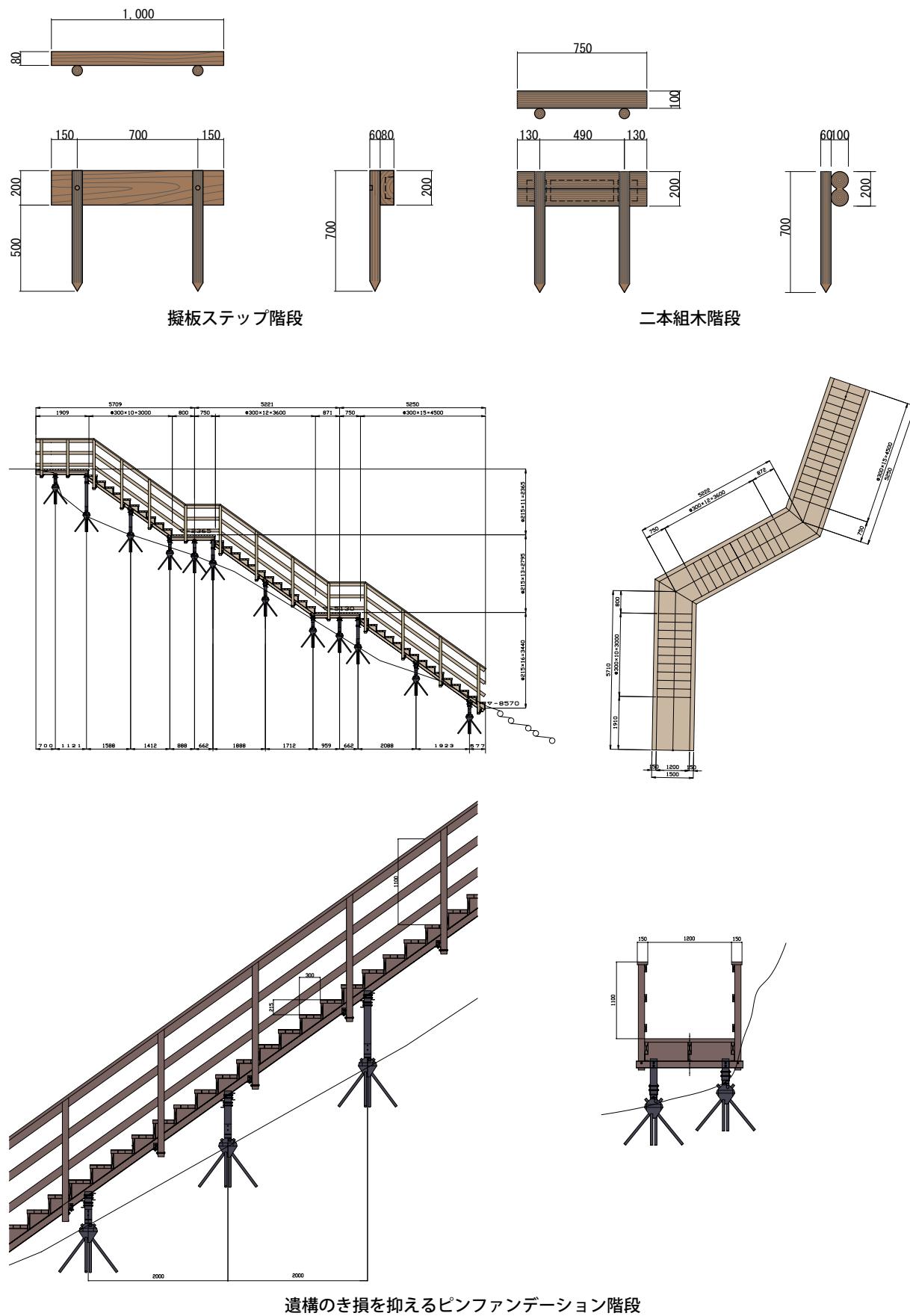
■土系舗装「①神社地から伝天守台までのルート」「②二ノ丸以北から神社までの本家の登城ルート」

概要	真砂土舗装（締固め型・硬化剤混合型）		樹脂固化型土系舗装	スラグ系土系舗装
	<ul style="list-style-type: none"> ・真砂土を転圧で締固めて仕上げる舗装や、真砂土にセメントや石灰を混合し固化させる改良土舗装。 ・安価だが転圧のみだと、雨に弱く陥没やぬかるみが発生する。セメントや石灰を加えた改良土舗装は、一定の透水性を確保しつつ、耐水性や耐久性が向上する。 ・路盤に砂石を使わず、現況土を転圧し基面をつくり施工も可能（耐久性は低下）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然土（真砂土など）+樹脂バインダー（アクリル・ウレタンなど）を用いて、樹脂が反応して固化（架橋反応）し、砂を固める。 ・表面の流出や粉塵が少ない。骨材や真砂土の相間を保持するため、透水性が高く雨水を通過させる。 ・樹脂による表面の光沢感や硬化後の均一な質感が出る場合があり、真砂土舗装と比べるとやや人工的な印象を与える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高炉スラグなどの産業副産物を再利用し、自然土、顔料や固化剤を混合した骨材を用いて仕上げる。スラグ骨材の多孔質な形状により、真夏の直射日光下でも曇り返しが比較的緩和される。 ・色調は比較的均一で、自然な色むらや素らかな印象は出にくいため、真砂土舗装に比べて自然環境への視覚的なじみはやや薄る。 	
イメージ				
標準断面図				
色彩				
※真砂土（茶系）が基本色となる。 株式会社YBK工業： https://www.ybk-jp.com	※地域ごとに用いる砂が変わるために、色調は材料により異なる。 株式会社佐藤渡辺： https://watanobesoto.co.jp	※粒度調整した真砂土と高炉スラグを組み合わせた骨材を使用 三和グラウンド株式会社： https://sanwogrnd.co.jp		
維持管理・耐久性	<ul style="list-style-type: none"> ・雑草防止・ぬかるみ抑制には定期補修（補充や再転圧）が必要 ・歩行や雨水流で微細な粒子が流失し、舗装厚が減少する。 ・通常5~10年は大きな補修不要。 ・一定の性能を保有するが、耐久性の観点で劣る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経年により、ぬれた砂色から乾燥した砂色へと変わり、浮き砂が生じる。トップコート等のメンテナンスが必要。紫外線による経年劣化がある。 ・5~10年程度の耐用が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・骨材の空隙に砂、ゴミなどが詰まる可能性がある。歩行者用園路として利用する場合は8~12年の耐用が期待されるが、表面剥離等が発生する場合もあり。 	
施工性	<ul style="list-style-type: none"> ・散水とローラー転圧により低コストで施工可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小型の機械や工具で施工可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小型の機械や工具で施工可能。雨天時は施工不可。 	

■コンクリート・アスファルト舗装「③管理用道路」

概要	コンクリート舗装洗出し仕上げ	アスファルト舗装	アスファルト舗装 カラー薄層	カラーアスファルト舗装
	<ul style="list-style-type: none"> ・路盤の上にコンクリートを施工した舗装で表面に洗出し仕上げを行う舗装。 	<ul style="list-style-type: none"> ・骨材ヒアスファルトを加熱混合した混合物を動き均し転圧する舗装。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト舗装の施工後に薄層舗装材を吹き付ける舗装。 	<ul style="list-style-type: none"> ・色調アスファルトに天然砂利や碎石や砂を骨材として加熱混合した舗装。
イメージ				
標準断面図				
色彩	 株式会社佐藤渡辺： https://watanobesoto.co.jp		 ※低彩度/低明度の色見本を示す。 東亜道路工業株式会社： https://www.todoro.co.jp	 ※低彩度/低明度の色見本を示す。 東亜道路工業株式会社： https://www.todoro.co.jp
※使用する骨材により色彩や風合いが異なる。	<ul style="list-style-type: none"> ・主に黒から灰色の一般的なアスファルト舗装の色彩。 	<ul style="list-style-type: none"> ・表面塗布で薄層を整備することで、土系舗装に近い色を表現できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・色の変化や部分的な剥がれは同じ材料を散布することで、補修が可能。過度な負荷が生じると薄層の劣化損傷が発生する可能性もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補修は容易にできるが、新旧の色合いに違った色がある。
維持管理・耐久性	<ul style="list-style-type: none"> ・耐久性は高いが、アスファルト系舗装に比べ部分的な補修が困難。耐摩耗性・耐油性・耐火性・耐熱性がある。劣化により表面剥離が発生。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経年には退色していくが、補修は容易である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な舗装で、施工性は容易。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的なアスファルト舗装と同様である。
施工性	<ul style="list-style-type: none"> ・施工期間が長く、養生や打設管理が必要となる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・薄層舗装材の吹き付け時に気温や天候に左右される。特殊な機材は不要。 	

第6-18図 園路舗装例



第6-19図 伝天守台園路舗装例及び標準図

(2) サイン等設置

来訪者の快適で安全な見学を支援し、史跡の魅力を効果的に伝えるため、以下の方針に基づきサイン等を設置する。

1) サインの設置方針

- ・設置の際は、地下遺構等にき損が生じないように配慮した基礎とする。
- ・サインデザインは史跡にふさわしく、周囲の景観と調和させるものとする。またユニバーサルデザインに配慮し、読みやすいフォントや多言語表記を採用する。
- ・サインは必要かつ最小限で設置し、より詳細な情報はパンフレットやインターネットを用いて提供する。
- ・遺構表示は原則的に城郭の最終段階（江戸時代初期）に基づいて表示するため、戦国期以前の遺構については解説サインで補足する。

2) サイン設置計画の詳細

【標識】

- ・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に従い、石造の標識に史跡及び名称、文部科学省と沼津市の文字、指定年月日、建設年月日を刻む。

【総合案内板】

- ・ガイダンス機能を備えた多目的広場（三ノ丸西側周辺）において、興国寺城跡全体や周辺文化財の案内、史跡内での注意事項等を記した総合案内板を設置する。
- ・総合案内板は、多目的広場の他、三ノ丸東大手もしくは駐車場にも設置する。

【解説サイン】

- ・現状では解説サインは神社地周辺にしか設置されておらず、各曲輪に名称表示がない状態であるため、第1期整備工事で全体動線を考慮した解説サインを設置する。
- ・現在、第2期以降の遺構確認調査が完了しておらず、地下の状態が不明な地点もあるため、将来的に移動が可能であり掘削を伴わない据置型を基本形とする。
- ・据置型が設置できない場合は、安全柵などに付属させる形で設置し、遺構保護に配慮する。

【眺望サイン】

- ・眺望サインは伝天守台周辺に設置を検討する。ただし伝西櫓台は面積が狭いため、安全性に配慮したデザインとする。

【誘導サイン】

- ・動線の分岐点に誘導サインを設置し、主要曲輪や便益施設への行先を案内する。

【駐車場案内サイン】

- ・駐車場は県道の南側に設置する予定であり、静岡県と協議の上、県道に駐車場への案内を示すサインを設置する。

【注意喚起サイン】

- ・総合案内板で全体的な注意事項やマナーを案内したうえで、その他必要箇所には最小限の注意喚起サインを設置する。

【既存サインの見直し】

- ・現在設置されているサイン内容を検討し、更新もしくは撤去を実施する。

第6-6表 種類別案内・解説施設の内容

種別	機能	表示内容	設置位置
標識	史跡名称、文部科学省・沼津市の文字、指定年月日、建設年月日を表示する。	・名称、文部科学省・沼津市の文字、指定年月日、建設年月日	動線計画上のエントランスとなる見学の起点
史跡総合説明板	史跡全体の概要や歴史的価値等を集約して案内する。	・位置図 ・史跡の概要	動線計画上のエントランスとなる見学の起点
総合案内板	広域地図や周辺文化財等の施設情報、史跡内での禁止事項、マナーなどを案内する。	・周辺文化財案内 ・史跡利用の注意点	動線計画上のエントランスとなる見学の起点
解説サイン	各曲輪や検出遺構について、名称に添えて解説文や図・写真を用いて解説案内する。	・遺構の名称 ・遺構の解説（解説文・図） ・復元イラスト ・解説動画やAR/VR等の二次元バーコード	解説すべき特徴的な遺構の前面
眺望サイン	解説文や図を用いて立地特性を案内する。	・視対象の名称と方向、パノラマ写真等	立地特性がわかるビューポイント
誘導サイン	史跡内の動線の分岐点に設置し、主要曲輪、便益施設等に案内誘導する。また史跡外の諸施設への案内誘導する。	・見学方向 ・距離 ・時間	見学動線の分岐点
注意喚起サイン	史跡全体の利用に関わる注意喚起情報は、総合案内板等に集約するが、来訪者の安全にかかわる注意喚起サインは、状況に応じて設置する。	・利用上、管理上の注意喚起に関する情報	安全な見学をするに当たり注意が必要な地点
その他	その他史跡の本質的価値に関わらないものの、特徴的な動植物や整備経過の進捗等について、個別に検討したうえで、設置する。	・動植物に関する看板等 ・整備経過	各所



国宝松本城 標識 長野県松本市



世界遺産旧富岡製糸場 標識

群馬県富岡市

サイン等事例



史跡竹田城跡 標識

兵庫県潮来市